

道路の占用を制限する区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、告示の日から令和5年3月31日まで山辺町役場建設課において縦覧に供する。

令和5年3月8日

山辺町長 安達春彦

1. 制限する道路の路線及び区域

路線名	占用を制限する区域
三河線	山辺町三河40-2 山辺町三河20
緑ヶ丘長嶋線	山辺町緑ヶ丘1 山辺町大字山辺字嶋ノ前6035-1
鍛冶町線	山辺町大字山辺字佐竹段3060-2 山辺町大字山辺字東町181-1

2. 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと町長が認める場合は、この限りでない。

3. 占用を制限する理由

災害が発生した場合に、電柱の倒壊等により緊急車両等の通行及び住民の避難が妨げられ、被害が拡大することを防止するため。

4. 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日